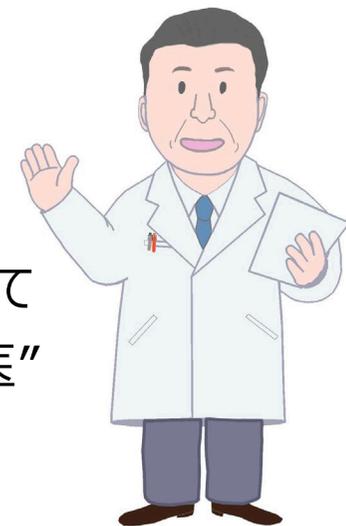


# 桑名・いなべ地域の事業所様へのお知らせ



桑名医師会・いなべ医師会では“日本医師会の産業医モデル事業”として地元医師会が推薦する産業医による“事業者様のニーズに合った産業医”によるサービスの提供を始めました。

地域の医師会員のネットワークがあるからこそできる“地域密着の産業医業務”を提供させていただきますので、この機会に是非ご利用下さい。

サービス内容につきましては、以下の案内をご覧ください、医師会事務局までお気軽にお電話下さい。

お問合せ先

**一般社団法人桑名医師会 事務局**

桑名市本願寺市之縄262-1

TEL : 0594-22-8173 FAX : 0594-25-0226

# 従業員数 50名以上の事業場の場合

※従業員数が50名以上の事業場は、産業医の選任が法律上の義務です。

地元 桑名・いなべの産業医を選任し、地域の医師会員とも協力して事業場の産業医活動と健康管理を行います。

## 業務内容

- 健康診断結果に対する就業判定（就労判定）
- 事業場への定期訪問による職場巡視と作業管理・作業環境管理
- 衛生委員会などへの各種健康情報の提供
- 健康相談対応
- 保健指導
- メンタルヘルス相談対応
- 長時間労働者への面接指導
- 休職や復職の際の面談と事業主に対しての報告書や意見書の作成
- 健康教育や衛生教育の実施と健康管理など

# 従業員数 50名未満の事業場の場合

地元 桑名・いなべの産業医を選任し、地域の医師会員とも協力して50名未満の事業場の産業顧問医活動と健康管理を国の助成金※を利用して行います。  
(事業場への訪問はありません。国の予算が残っていることが前提となります。)

## 業務内容

- 健康診断結果に対する就業判定（就労判定）
- 各種健康情報の提供
- 健康相談対応
- 保健指導
- メンタルヘルス 相談対応
- 長時間労働者への面接指導
- 休職や復職の際の面談と事業主に対しての報告書や意見書の作成など

※小規模事業場産業医活動助成金という助成金で、1年間は実質的に事業主負担は無しで実施することが可能となります。



## 医師会への相談の例

- ① パートやアルバイトを含めると常時雇用する従業員が毎月50人を超えているので、産業医を紹介してほしい
- ② 従業員数は50名を超えていないが、健康診断後の就業の可否などについて対応してくれる先生を紹介してほしい
- ③ 従業員数は50名を超えていないが、メンタルヘルス問題で困っている従業員がいるので、相談できる先生を紹介してほしい
- ④ 助成金を活用して「健康経営」を目指してみたいので一度話を聞いてみたい
- ① 地域産保センターの活用を検討したいので紹介してほしい

その他 お気軽にお問合せ下さい！ 桑名医師会事務局 0594-22-8173

